

「指定介護予防短期入所生活介護」重要事項説明書

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 中川徳生会
- (2) 法人所在地 神奈川県横浜市都筑区南山田2丁目39番地35号
- (3) 電話番号 045-591-2333
- (4) 代表者氏名 理事長 高橋 栄治郎
- (5) 設立年月日 平成6年3月11日

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 指定介護老人福祉施設・平成17年12月1日指定
神奈川県1475001416号
- (2) 施設の名称 介護老人福祉施設 ビオラ川崎
- (3) 施設の所在地 神奈川県川崎市川崎区小田栄2丁目1番地7号
- (4) 電話番号 044-333-0001
- (5) 施設長(管理者) 見原 啓一
- (6) 当施設の運営方針
当施設では「個」を大切に満ち足りたサービスを提供すること、敬い・尊ぶ心を大切にすること、地域社会に貢献すること、そして幸せを感じていただけることを目指しております。
- (7) 開設年月日 平成17年12月1日
- (8) 入所定員 10人

3. 居室の概要

- (1) 当施設では下記の居室（全室個室）・設備をご用意しています。

居室・設備の種類	室数	備考
個室（1人部屋）	10室	すべてユニット型個室
10人ユニット	1ユニット	2階1ユニット
合計	1ユニット	
共同生活室	1室	リビング
セミパブリックスペース	1室	
浴室	2室	機械浴室・個別用浴槽
交流ホール	1室	

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に設置が義務づけられている施設・設備です。

4. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供する職員として、下記の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	人員
1. 施設長（管理者）	1名（常勤兼務）
2. 介護職員	14名（常勤兼務）
3. 生活相談員	2名（常勤兼務）
4. 看護職員	2名（常勤兼務）
5. 機能訓練指導員	2名（常勤兼務）
6. 医師	1名（非常勤兼務）
7. 管理栄養士	1名（常勤兼務）

5. 当施設が提供するサービスと利用者負担金

当施設では、ご契約者に対して下記のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- | |
|--|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金をご契約者に負担いただく場合 |
|--|

があります。

当施設が提供する基準介護サービス

下記のサービスについては、滞在費、食費を除き負担割合により通常7割～9割が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

- ① 居室の提供
- ② 食事
 - ・ ご契約者の自立支援のため、離床して共同生活室にて食事をとっていただくことを原則としています。
- ③ 入浴
 - ・ 入浴又は清拭を週2回行います。
 - ・ 寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。
- ④ 排泄
 - ・ 排泄の自立を促すために、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。
- ⑤ 機能訓練
 - ・ 機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復、または、その減退を防止するための訓練を実施します。
- ⑥ 健康管理
 - ・ 看護職員が、健康管理を行います。

⑦ その他自立への支援

- ・ 寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・ 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うように配慮します。
- ・ 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるように援助します。

〈利用者負担金〉(契約書第5条参照)

別表1 参照

6. 契約期間(契約の終了について)

当施設との契約は、契約期間(要支援認定の有効期間満了日)満了の2日前までに契約者から契約終了の申し出がないかぎり、同じ条件で更新されるものとします。従って、下記のことがない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者には退所していただくことになります。

(契約書第13条参照)

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 事業所が解散した場合、破産した場合、またはやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合② 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合③ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合④ ご契約者から退所の申し出があった場合(詳細は下記をご参照下さい。)⑤ 事業者から退所の申し出を行った場合(詳細は下記をご参照下さい。) |
|--|

(1) ご契約者からの契約解除の申し出(中途解約・契約解除)(契約書第15条、第16条参照)

契約の有効期間であっても、ご契約者からの中途解約・契約解除を申し出ることができます。その場合には、解約する日の14日前までに契約解除の意向を申し出てください。ただし、下記の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合② ご契約者が入院された場合③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意または過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、または、著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合⑥ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合、もしくは傷つける恐れのある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合 |
|--|

(2)事業者からの申し出により契約解除させていただく場合(契約解除)(契約書第 17 条参照)

下記の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

- | |
|--|
| <p>① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合</p> <p>② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが 3 ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず、これが支払われない場合</p> <p>③ ご契約者が、故意または重大な過失により事業者またはサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合</p> |
|--|

7. 苦情の受付について(契約書第 19 条参照)

(1)当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は、下記の窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口 電話番号:044-333-0001

FAX番号:044-333-0036

担当者:西川和樹

受付時間: 9:00~18:00

(2)行政機関その他苦情受付機関

川崎市・区役所介護保険担当課	所在地 川崎市川崎区東田町8 電話番号 044-201-3261 FAX番号 044-201-3293 受付時間 月～金曜日 午前 9 時から午後 5 時まで
神奈川県国民健康保険団体連合会	所在地 横浜市西区楠町 27-1 電話番号 045-329-3447 受付時間 月～金曜日 午前 9 時から午後 5 時まで
神奈川県福祉サービス運営適正化委員会	所在地 横浜市神奈川区鶴屋町 2-24-2 神奈川県民センター14 階 電話番号 045-317-2200 FAX番号 045-322-3559 受付時間 月～金曜日 午前 9 時から午後 5 時まで

平成17年11月1日

令和 年 月 日

指定介護老人福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定介護老人福祉施設 ビオラ川崎

説明者

氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護老人福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所

利用者氏名

印

代理人または立会人住所

代理人または立会人氏名

印

※この重要事項説明書は、厚生省令第39号(平成11年3月31日)第4条の規定に基づき、入所申込者又は、その家族への重要事項説明のために作成したものです。

〈重要事項説明書付属文書〉

1. 施設の概要

(1)建物の構造

鉄骨鉄筋コンクリート造 地上6階

(2)建物の延べ床面積

7996.52 m²

(3)併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

[介護老人福祉施設]平成17年12月1日指定 神奈川県 1475001416 号

2. 職員の配置状況

〈配置職員の職種〉

- ・介護職員 ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。
- ・生活相談員 ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
- ・看護職 主にご契約者の健康管理や療養上の世話を行います。日常生活上の介護、介助等も行います。
- ・機能訓練指導員 ご契約者の機能訓練を担当します。
- ・介護支援専門員 ご契約者に係る施設サービス計画(ケアプラン)を作成します。
- ・医師 ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

3. サービス提供における事業者の義務(契約書第8条、第9条参照)

当施設は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師または、看護職員と連携の上、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者または、代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、ご契約者または他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑤ 事業者及びサービス従事者または従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者またはご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)

ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。

また、ご契約者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

4. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

(1) 面会

面会時間 9:00～21:00

※来訪者は、必ずその都度受付職員に届け出て下さい。

(2) 施設・設備の使用上の注意(契約書第 10 条参照)

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者の自己負担により原状に復していただくか、または、相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められた場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

5. 損害賠償について(契約書第 11 条、第 12 条参照)

当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は、速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意または過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

6. ご利用の際に、次の点についてご協力をお願いいたします。

○ご予約いただいた期間は、ご利用者様が安全かつ安心してお過ごしいただけるよう職員一同努力いたしますが、発熱が長引く等体調が優れない場合や、集団生活を乱すような行動が続く場合は中途退所をお願いする場合がございます。また、医師の診断や何らかの治療が必要になった場合は、すぐにご家族様にご連絡いたしますので、速やかに通院、受診をお願いいたします。常に連絡がとれる緊急連絡先をお知らせ下さい。旅行等で不在にされる場合は、担当のケアマネジャーさんへご相談ください。

○日頃より、職員一同ご利用者様の安全確保には十分注意しておりますが、万が一転倒して骨折等してしまった場合は、ご理解くださいますようお願いいたします。このような場合、速やかに適切な処置を行い、ご連絡いたします。

○エアマット等、日頃より特殊な介護用品を使用されている場合には、事前にご連絡願います。また、インシュリン注射や在宅酸素などの医療行為が必要な方も、ご連絡ください。

○貴重品の持ち込みは、ご遠慮ください。

○防火管理上、喫煙される方につきましては、タバコ・ライターを介護員に預けていただき、希望時にお渡しいたします。

以上